

大田原市連続テレビ小説活用推進事業に係る  
キャラクター等使用マニュアル

風  
光  
ま  
ち  
大  
田  
原



令和7年11月  
大田原市

## 1. はじめに

大田原市連続テレビ小説活用推進事業に係るキャラクター等（以下、「キャラクター等」という。）は、大田原市出身で近代看護の先駆者と称される「大関和」をモチーフとした連続テレビ小説「風、薫る」の放送を機に、地域振興事業を推進し、多様な地域活性効果の創出を図る目的で制作しました。

本キャラクター等の使用に関し趣旨に沿った活動を行われる場合には、本キャラクター等を積極的にご活用ください。

### 【キャラクター等使用についてのお問い合わせ先】

大田原市産業文化部商工観光課

メール：[syoukou@city.ohatawara.tochigi.jp](mailto:syoukou@city.ohatawara.tochigi.jp)

〒324-8641 栃木県大田原市本町 1-4-1

TEL: 0287-23-3145 FAX:0287-23-8697

## 2. キャラクター等のコンセプト

### □ 公式キャラクター「チカちゃん」 要綱第2条第1号



優しくも意思が強いしっかり者。

服の緑は本地域の風にそよぐ、木々や草を、前掛けの丸模様はキクの花を表し、花言葉「信頼・長寿と幸福」を込めました。

胸元のボタンと背中結び目は、未来へ飛び立つたんぽぽをモチーフに。

頭のリボンと腰の紐には大関組紐を取り入れ、背中側は四葉のクローバーをイメージしました。

### □ □ゴマーク及びキャッチフレーズ 要綱第2条第2号



那須地域の「風」を流れるような曲線で表現しました。

まちを訪れる人々にとって親しみやすく、本地域の持つあたたかく住みやすいイメージを感じられるデザインとなっています。

右に上がるような曲線は、前向きで逆境に負けない大関和の気持ちを表し、見る人の気分も明るくします。

### 3. キャラクター等使用基準

キャラクター等は、『大田原市連続テレビ小説活用推進事業に係るキャラクター等の取扱いに関する要綱（以下、「要綱」という。）』で定めるほか、本マニュアルに従って使用していただきます。

### 4. キャラクター等使用の申請について

キャラクター等の使用を希望される場合は、使用対象物件ごとに使用申請をしてください。

申請書類の審査後、大田原市連続テレビ小説活用推進事業キャラクター等使用承認通知書（様式第4号）を交付します（申請内容によって修正等をお願いする場合があります）。

#### 【申請方法】

- ① 大田原市ホームページからオンラインで申請
- ② 大田原市連続テレビ小説活用推進事業キャラクター等使用承認申請書（様式第3号）を大田原市商工観光課窓口へ直接持参

#### 【添付書類】

レイアウト、原稿、企画書、スケッチなどのデザイン案のわかる資料（いずれか1つ）

### 5. 著作権及び使用について

キャラクター等データは、必ず大田原市から提供した正規のデータをご使用いただき、使用にあたっては、要綱に定めている事項を守り、適正に使用してください。

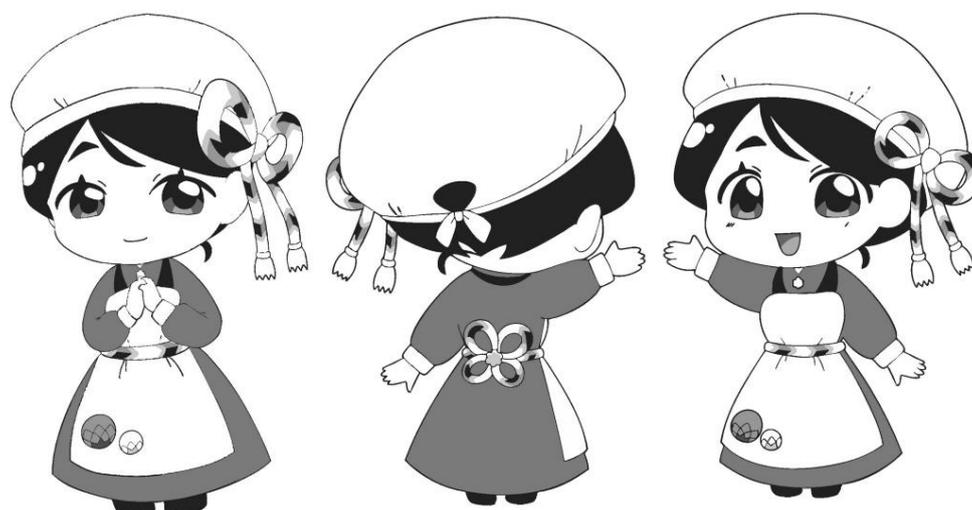
## 6. デザイン使用の注意事項

### □ 公式キャラクター「チカちゃん」

#### ① 基本のカラー指定

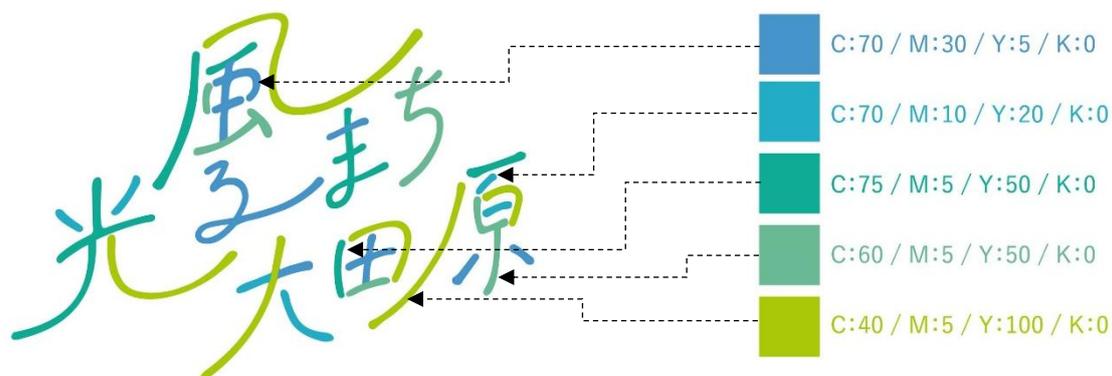


#### ② グレースケール/モノトーン



□ ロゴマーク及びキャッチフレーズ

① 基本のカラー指定



② モノクロ



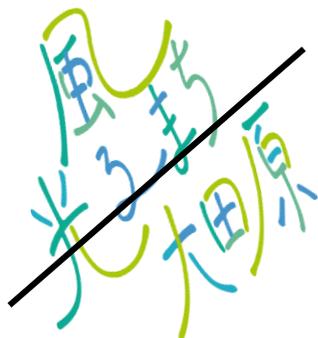
③ バリエーション (かたち)

|  |   |
|--|---|
| <p>A : 風光るまち大田原</p>   | <p>B : 風光るまち那須</p>    |
| <p>C : 風光るまち黒羽</p>   | <p>D : 風光るまち湯津上</p>  |
| <p>E : 風光るまち栃木</p>  |   |

## 7. 使用する際の禁止事項

視認性、インパクト、全体のデザインの統一感を守るため、使用するデザインの一貫性を保つことが必要です。オリジナルの要素を加えることや、視認性が低くなる使い方はしないでください。

- 変形はかけないでください。



- 指定と異なるカラーへ変更しないでください。



- デザインの一部の大きさや位置の変更又は省略をしないでください。



「光」の位置を変更する等



頬の色を省略する等

## 8. F A Q

Q1. 他のデザインと一緒に使用することは可能ですか。

A1. 可能ですが、他のデザインの取り扱い要領を事前にご確認ください。

Q2. キャラクター等デザインの加工は可能ですか。

A2. デザインの加工(分解、作り変え、飾り枠、縁取り、色の改変等)は行わないでください。大田原市から提供したデータのまま使用してください。(背景色は白に準ずる色をお願いします)

Q3. キャッチフレーズを商品名として使用することは可能ですか。

A3. 商品名としてキャッチフレーズは使用しないでください。

Q4. キャラクター等デザインの使用許諾を受けると利用に関する権利は発生しますか。

A4. キャラクター等デザインの使用を承諾するものであって権利を与えるものではありません。

Q5. 色違いのパッケージでデザインが同じ場合には、別々に申請する必要がありますか。

A5. 一度に申請できます。

Q6. 名刺に使用できますか。

A6. 使用できますが、会社等のデザインと誤認されないような配置としてください。

Q7. キャラクター等デザインを連続テレビ小説「風、薫る」(NHK)という文言を合わせて使用できますか。

A7. ロゴマークは本地域のオリジナルロゴマークであり、連続テレビ小説「風、薫る」の公式ロゴマークではありません。  
番組公式ロゴマークを使用する場合や、「NHK」「朝ドラ」「連続テレビ小説」「連続テレビ小説 風、薫る」の文言、またはこれらの組み合わせ等を用いて使用する場合には、株式会社NHKエンタープライズが定めるレギュレーションを遵守してください。